**年次有給休暇の計画付与に関する労使協定**

株式会社　　　　　　　　　　　と過半数従業員代表 　　 とは年次有給休暇の計画付与に関し、以下のとおり協定します。

（対象者）

第１条　　原則として全従業員を対象とします。

（適用除外者）

　第２条　　以下の者は本協定の適用を除外します。

　　　　　(1) 計画年休の期間中に退職することが予定されている者

(2) 計画年休の期間の開始前に退職することが予定されている者

(3) 休職または休業中の者

(4) パートタイマー又は期間を定めた雇用者、或いはその都度労働日を定め　　　　　て雇用契約を結ぶ者。但し、年次有給休暇の権利を有する者を除く。

（対象となる年次有給休暇）

　第３条　　計画年休日において権利の発生している年次有給休暇（前年繰越し分を含む）

　　　　　のうち５日を超える日を対象とします。

（年次有給休暇のない者等）

　第４条（1案）第２条の適用除外者以外の者で、年次有給休暇の権利のない場合（入社６ヶ月未満、８割出勤要件未達者、自己都合消化によって残日数が５日以下の者）は特別の休日として扱います。

（2案）第２条の適用除外者以外の者で、年次有給休暇の権利のない場合（入社６ヶ月未満、８割出勤要件未達者、自己都合消化によって残日数が５日以下の者）は特別の有給休暇を与えます。

２　第２条の適用除外者の場合、対象となる計画年休日は特別の休日として扱い

　　　　　ます。

（対象期間）

　第５条　　平成　　年　　月　　日より平成　　年　　月　　日まで

（計画年休日）

　第６条　　第１班　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日間

　第２班　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日間

　　　　　　　　　　　　 合計　　日

　　２　　計画年休の決定後は当該日において時季指定権も時季変更権も共に行使できません。

（計画年休日の変更）

第７条　　やむを得ない事情により計画年休日の変更が必要となった場合は、会社と従

　　　　業員代表で合意の上、開始の１か月前までに決定することとします。

（就業規則の準用）

　第８条　　その他有給休暇に関することは、就業規則第●条によります。

（有効期間）

第９条　　本協定の有効期間は平成●年●月●日より１年間とします。但し協定当事者のいずれかから特に異議のない場合は、更に1ヵ年延長し、以降も同様とします。

　　　　２　　協定を延長した場合は、第６条の計画年休日のみを対象者に告知して運用するものとします。

平成 年 月 日

使用者 　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表 　 　　㊞